

『建礼門院右京大夫集』『源家長日記』

制限時間
30分

次の文章を読んで、後の間に答えよ。

〔I〕

建仁三年の年、霜月の二十日余りいく日の日やらむ、五条の三位入道俊成、九十に満つと聞かせおはしまして、院より賀賜はするに、贈り物の法服の装束の袈裟に、歌置かるべしとて、師光入道の娘、宮内卿の殿に歌は召されて、紫の糸にて、院の仰せごとにて、置きて参らせたりし。

ながらへてけさぞうれしき老いの波八千代をかけて君に仕へむ

とありしが、賜りたらむ人の歌にては、いま少し良かりぬべく、心のうちにおぼえしかども、そのままに置くべきことなれば、置きてしを、「けさぞ」の「ぞ」文字、「仕へむ」の「む」文字を、「や」と「よ」とになるべかりけるとて、にはかにその夜になりて、二条殿へきと参るべきよし、仰せごととて、範光の中納言の車とてあれば、参りて、文字二つ置き直して、やがて賀もゆかしくて、夜もすがら候ひて見しに、昔のことおぼえて、いみじく道の面目なのめならずおぼえしかば、つとめて入道のもとへそのよし申しつかはす。

君ぞなほ今日より後も数ふべき九かへりの十の行く末

（『建礼門院右京大夫集』）

〔II〕

今年は建仁三年になむ侍る。その次の年の冬ごろに、限りあればはかなくなられにき。さばかり色にのみこそ染み深くものし給ひけむに、終はりも乱れざりけりとぞ聞こえ侍りし。あはれ、歌のたくみなりしさまはこの世にたぐひ少なくや侍りけむ。水無瀬殿に渡らせ給ひしころ、にはかに歌合ありて、八幡の若宮へ参らせ給ふこと侍りき。それ勅判にて侍りし。その御判の詞に、「俊成入道が申しき」と書かせ給ひて侍りしか、君もさほどに許し思し召いたりし、返す返すもありがたく見侍りし。されどその二郎の中将、おほかた劣らぬとぞ申しあへる。げに詠み口の劣りはえ見知り侍らず、下り立ちよろづに暗からぬ方は、いづくのけぢめには見え侍るべき。入道うせられて後、この人ものし給はずは、いかさまにせましとのみ思ひあへり。

（『源家長日記』）

(注) ○俊成：藤原俊成。平安末期・鎌倉初期の歌人。○院：後鳥羽上皇。

○賀・賀宴。長寿の祝い。

○宮内卿の殿：後鳥羽院に仕えた女房で、当時の代表的歌人。

○歌置かるべし：「置く」は、ここでは刺繡する、の意。筆者（建礼門院右京大夫）が命ぜられたのである。

○二条殿：後鳥羽院の御所。

○水無瀬殿：現在の大坂府三島郡にあった、後鳥羽院の離宮。

○八幡の若宮：石清水八幡宮に付属する神社。

○参らせ給ふ：歌合を奉納する。

○二郎の中将：藤原定家。鎌倉時代前期の代表的歌人・歌学者。

○下り立ち：熱心にする。

○けぢめ：区別。優劣。

問四	問三	問一			
A		工	ウ	イ	ア
B					
3 × 2					

8

6
×
4

合格点
30点

50

問一
12

『建礼門院右京大夫集』『源家長日記』解答欄

問一 傍線部ア～エを、適宜言葉を補つて、わかりやすく現代語訳せよ。

問二 二重傍線部「なられにき」を文法的に説明せよ。

問四 (A) 俊成が撰者として編纂した勅撰和歌集、(B) 院(後鳥羽上皇)の命によって一郎の中将(定家)らが編纂した勅撰和歌集の名称を、それぞれ漢字で記せ。

問一 波線部Xの和歌をYのように改めると、歌の意味はどのように変化するか、説明せよ。